

令和7年度 自動車交通騒音測定結果 (面的評価)

評価区間	測定項目 区間 延長 (Km)	等価騒音レベル (dB)				時間交通量 (台/時)		面的評価					測定日
		道路端		背後地		昼 7~9時	夜 22~0時	戸数	環境基準達成率 (%)			昼夜ともに基準値超過	
		昼 6~22時	夜 22~6時	昼 6~22時	夜 22~6時				昼夜両方 24時間	昼のみ 6~22時	夜のみ 22~6時		
		環境基準 要請限度	70 75	65 70	60 55	55 45	95.5% 100.0% 94.3%	0.0% 0.0% 0.0%	2.9% 0.0% 3.7%	1.6% 0.0% 2.0%			
15: 藤沢平塚線 測定場所: 堤75-7付近 第一種低層住居専用地域 区間: 堤48~芹沢848	1.7	66	61	48	41	786	131	区間内 380戸	95.5% 363戸	0.0% 0戸	2.9% 11戸	1.6% 6戸	令和7年 11月12日 ~ 11月13日
16: 藤沢平塚線 測定場所: 下寺尾1559付近 市街化調整区域 区間: 芹沢848~下寺尾995	2.5	70	65	51	43	845	130	区間内 133戸	97.7% 130戸	0.8% 1戸	0.0% 0戸	1.5% 2戸	令和7年 11月12日 ~ 11月13日
19: 遠藤茅ヶ崎線 評価区間20の測定結果を利用し面的評価 区間: 芹沢5448-9~堤1898-3	0.4	70	65					区間内 33戸	100.0% 33戸	0.0% 0戸	0.0% 0戸	0.0% 0戸	
20: 遠藤茅ヶ崎線 測定場所: 高田1-13-25付近 近隣商業地域 区間: 堤1950-1~本村3-20-61	4.4	66	61	52	43	572	126	区間内 1821戸	98.0% 1785戸	0.1% 2戸	0.0% 0戸	1.9% 34戸	令和7年 11月12日 ~ 11月13日

- 道路端 ; 道路の敷地境界線上での測定値。
- 背後地 ; 道路端から50mの範囲内で、道路に直接面していない2列目以降の住居等の位置する場所での測定値。
- 面的評価 ; 道路端から50mの範囲内の住居の環境基準達成状況の評価。
- 環境基準 ; 環境基本法で「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」であると定められている。これは、行政上の目標と定められているもので、規制基準とは性格が異なるものである。現在は大気、水質、土壌汚染、騒音に関する環境基準が定められている。
- 要請限度 ; 騒音規制法第17条第1項及び振動規制法第16条第1項に基づき、総理府令定められた道路交通騒音・振動の限度とされる値。この値を超え道路周辺の生活環境が著しく損なわれている場合は、公安委員会に対しての要請や道路管理者に意見をすることができる。
- 区間内 ; 区間内の道路端から50mの範囲内の住居。
- 近接空間 ; 2車線以下の道路は、道路端から15mまでの範囲内の住居。  
; 2車線を超える道路は、道路端から20mまでの範囲内の住居。
- 非近接空間 ; 2車線以下の道路は、道路端から15mを超え50mまでの範囲内の住居。  
; 2車線を超える道路は、道路端から20mを超え50mまでの範囲内の住居。